

裁 決 書

審査請求人 岩国市今津町二丁目 17 番 16 号

井 原 勝 介

処 分 庁 岩国市長 福 田 良 彦

審査請求人が平成 30 年 2 月 19 日に提起した処分庁による公文書非開示決定に対する審査請求（審請情第 49 号）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事実の概要

審査請求に至る経緯については、次のとおりである。

- 1 審査請求人は、平成 30 年 1 月 15 日付で、岩国市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）に基づき、実施機関である岩国市長（拠点整備推進課）（この裁決書において「処分庁」という。）に対し、愛宕山運動施設（愛宕スポーツコンプレックス）の共同使用に伴う現地実施協定書（平成 29 年 10 月 20 日付け）（以下「本件対象文書」という。）の開示請求を行った。
- 2 処分庁は、平成 30 年 1 月 25 日付で、審査請求人に対し、本件対象文書の非開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 審査請求人は、平成 30 年 2 月 19 日付で、岩国市長（総務課）（以下「審査庁」という。）に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

(2) 審査請求の理由

ア 協定書は、愛宕山運動施設の管理と利用に関する条件を定め、市民の権利利益に直接影響を与えるものであり、本来公開されて然るべきものである。岩国市長が岩国市を代表して外部機関と締結した公的な協定書を秘密とすることができる法的根拠はない。

イ 協定書の「当事者間の合意なしに公表してはならない」との規定を非開示の根拠としているが、情報は本来市民のものであり、原則公開という情報公開の趣旨からすれば、非開示情報は例外的、限定的に考えるべきである。単に当事者の合意のない公表を禁止しているからというだけでは非開示の根拠としては不十分で、合理的かつ実質的な理由が必要である。協定書の規定のみを根拠とする本件処分は情報公開条例第7条に違反するものである。

ウ 岩国市は既に協定書の概要を公表しており、その内容に相当する協定書の記載事項は事実上公表されていることと同様である。少なくともその部分を非開示とする根拠は失われており、公開しても岩国市と他の当事者との信頼関係が損なわれるとは考えられず、当該記載事項は部分開示すべきである。

エ 協定書の日付、署名者、前文などの事実関係に関する部分は、当事者の利害関係に関わるものではなく、公開しても当事者間の信頼関係に影響を与えるものではないため、情報公開条例第8条に基づき部分開示すべきである。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 本件処分理由について

ア 本件対象文書は、関係する当事者間の合意なしに公表してはならない旨定めていることから、本件対象文書の開示について、当事者である米海兵隊岩国航空基地及び防衛省中国四国防衛局に意見照会を行ったところ、米海兵隊岩国航空基地からは、「本協定は2017年10月5日付け日米合同委員会合意に直接関係し、またその一部をなすものであることから開示してはならない。部分的な開示であっても、今後の米軍の手続き、運用または合意事項に支障をきたすため、開示に合意できない。」との回答を受け、防衛省中国四国防衛局からは、「当該行政文書については、他国の関係機関との調整により、公にしない旨、要請を受けたものであり、公にすることで、当該他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第3号に該当し、また、在日米軍の施設・区域の共同使用に関する交渉に係る事務に関し、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第5条第6号（柱書き、口）に該当することから、当該行政文書の全部を不開示とされたい。」との回答を受けた。

イ 本件対象文書を当事者から開示に合意できないとする意向が示されているにも関わらず開示した場合、本市と米海兵隊岩国航空基地及び防衛省中国四国防衛局との協力関係及び信頼関係が著しく損なわれることは明らかであり、このことは情報公開条例第7条第7号に該当する。

ウ 愛宕スポーツコンプレックスの共同使用に係る国の提供国有財産一時使用許可書第21条は、同許可書に規定するものほか現地実施協定を含む協定条件に従わなければならぬ旨を規定しており、本件対象文書を当事者から開示に合意できないとする意向が示されているにも関わらず開示した場合、当該許可が取り消され、本市の都市公園として供用することができなくなるおそれがあり、本市における公の施設の設置及び管理という事務及び事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすことになり、このことは情報公開条例第7条第6号柱書きに該当する。

エ 米海兵隊岩国航空基地は、本件対象文書が日米合同委員会合意の一部をなすものと示した上で、開示に合意できない旨の意見書を提出しており、本件対象文書を当事者から開示に合意できないとする意向が示されているにも関わらず開示した場合、本市が今後予定する愛宕スポーツコンプレックスを構成する陸上競技場エリアの共同使用に伴う現地実施協定の締結及び現在締結している現地実施協定の更新又は改定に著しい支障を及ぼし、当該契約又は交渉に係る事務に関し、本市の当事者としての地位を不当に害することは明らかであるだけでなく、国における在日米軍施設及び区域の共同使用に係る事務に支障を来たすおそれがあり、これらのこととは情報公開条例第7条第6号イに該当する。

(2) 部分開示について

ア 概要版は、愛宕スポーツコンプレックスの野球場エリアを本市が共同使用し、公の施設として市民利用に供する上で、当該共同使用の利用条件や管理運営等の具体的な取扱いについて定めた本件対象文書を公表できない状況の中で、その内容をできる限り市民に対して明らかにするため、本市が当事者の合意を得て作成し、公表したものである。

イ 概要版を公表している現状においても、当事者からは1(1)の意見照会に対して部分開示にも合意できない旨の回答を受けている。

ウ 契約書たる本件対象文書について、当事者から部分開示にも合意できないとする意向が示されているにも関わらず部分的にでも開示した場合、1(2)、(3)及び(4)の理由に該当するものであり、本件対象文書全体を非開示とすることは適正である。

裁決の理由

第1 理由

審査庁は、平成30年9月14日付けで情報公開条例第19条第1項の規定に基づき、岩国市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し、本件審査請求について諮詢した。

審査会は、諮詢に対し平成31年3月11日付けで答申した。

審査会の答申に示された本件審査請求に対する審査会の判断は、次のとおりである。

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成29年10月20日付けで、防衛省中国四国防衛局長を立会人とし、岩国市長と米海兵隊岩国航空基地司令官との間で締結された協定書である。

処分庁は、本件対象文書を情報公開条例第7条に規定する非開示情報に該当することを理由にその全てを非開示とする本件処分を行っている。

以下、本件対象文書を見分した結果に基づき、本件処分の理由とした情報公開条例第7条第7号並びに同条第6号柱書き及び同号イの非開示情報の該当性並びに審査請求人が主張する部分開示の妥当性について検討する。

2 処分の根拠及び妥当性について

(1) 情報公開条例第7条第7号の非開示情報該当性について

ア 情報公開条例第7条第7号は、「市の機関と市の機関以外のものとの間における協議、依頼等により実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、市の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの」を非開示情報と規定している。

イ また、情報公開の手引は、「『著しく損なわれるおそれ』があるかどうかについては、実施機関の裁量ができるだけ限定しようとする趣旨から、単に『損なわれる』では足りず、また、『おそれ』の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならない。適用に当たっては、『原則開示』の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなどの恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならない。」としている。

ウ(ア) 本件対象文書を確認したところ、「この協定は、関係する当事者間の合意なしに公表してはならない」旨の記載があり、米海兵隊岩国航空基地司令官、岩国市長及び防衛省中国四国防衛局長の三者が合意し、平成29年10月20日に締結したことが認められる。

(イ) こうした公表の制限がある中で、処分庁は、岩国市愛宕スポーツコンプレックス管理条例を制定する際に、市民への説明責任を果たす目的で、本件対象文書の市民利用に関する部分を可能な限り公表する手段として、米海兵隊岩国航空基地及び防衛省中国四国防衛局の了解を得て概要版を作成し、公表したことを認めることができる。

(ウ) また、処分庁は、平成29年10月25日に審査請求人以外の者から本件対象文書の開示請求を受けた後、改めて本件対象文書の開示について、情報公開条例第15条第1項の規定により、米海兵隊岩国航空基地及び防衛省中国四国防衛局に意見照会を行っており、処分庁の平成30年3月12日付け弁明書の証拠書類(1)及び証拠書類(2)のとおり、双方から開示に合意できない旨の回答を受けている。

エ(ア) 本件について、協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるか否かを客観的、具体的に判断すると、岩国市長が平成29年10月に締結した事項を、意見照会に対し開示に合意できない旨の意思表示がされているにもかかわらず、協定の締結からわずか3か月余りという短い期間で覆し公表することは、当然に協定の相手方である現地米軍や国との協力関係及び信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるものと認められる。

(イ) したがって、処分庁が情報公開条例第7条第7号に該当するとした判断は妥当である。

(2) 情報公開条例第7条第6号柱書きの非開示情報該当性について

ア 情報公開条例第7条第6号は、「本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情



報と規定し、その典型的な事務又は事業の例示を同号アからオまでに掲げている。

イ また、情報公開の手引は、「『適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ』とは、事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障が生ずる公算が高いことをいい、支障の程度が名目的なものであったり、おそれの程度が単に確率的な可能性であるときは、これに当たらない。」としている。

ウ(ア) 本件について、事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障が生ずる公算が高いか否かについて判断する。

(イ) 岩国市長が現地実施協定の合意を覆し本件対象文書を公表した場合、岩国市は提供国有財産一時使用許可書第 21 条の規定に反することを理由として国により愛宕スポーツコンプレックスの一時使用許可が取り消され、都市公園として供用することができなくなるおそれは十分あると認めることができる。

(ウ) 愛宕スポーツコンプレックスは、当初から市民も共同で利用できることを前提として国において計画され、整備が進められた施設であり、一時使用許可が取り消されることになれば、住民の福祉増進を目的とする公の施設の設置及び管理という岩国市の事務及び事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

(エ) したがって、処分庁が情報公開条例第 7 条第 6 号柱書きに該当とした判断は妥当である。

(3) 情報公開条例第 7 条第 6 号イの非開示情報該当性について

ア 情報公開条例第 7 条第 6 号イは、開示により事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのうち、典型的なものとして「契約、交渉又は争訟に係る事務に關し、本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を例示している。

イ(ア) 本件対象文書を確認したところ、「その有効期間は、日米合同委員会の承認日から 5 年間とするが、相互の合意により改正又は改定することができる」旨の規定があることが認められる。

(イ) また、平成 30 年 7 月 7 日から陸上競技場エリアが供用開始されていることから、本件処分時において当該供用開始に向けた当事者間の交渉が行われていたとする処分庁の主張を認めることができる。

ウ(ア) 本件について、当事者としての地位を不当に害するおそれがあるか否かを判断すると、(1)のとおり、岩国市長が平成 29 年 10 月に締結した事項を、意見照会に対し開示に合意できない旨の意思表示がされているにもかかわらず、締結からわずか 3 か月余りという短い期間で覆し公表することは、当然に協定の相手方である現地米軍や国の信頼を損なうことになり、陸上競技場エリアに係る現地実施協定書の締結、また、協定の改正又は改定、さらには、協定の有効期間満了後の現地実施協定の更新等に支障を及ぼす可能性は高く、岩国市の契約又は交渉に係る事務に關し、岩国市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものと認められる。

(イ) したがって、処分庁が情報公開条例第 7 条第 6 号イに該当とした判断は

妥当である。

(4) 部分開示の妥当性について

ア 審査請求人は概要版により公表された情報は公知の情報であり非開示情報に当たらない旨主張し、一方、処分庁は部分開示できない理由として本件対象文書の全てが非開示情報に当たる旨主張していることから、本件対象文書のうち概要版により公表された情報が非開示情報に該当するか否かについて判断する。

イ(ア) 処分庁が作成・公表した概要版は、(1)ウ(イ)のとおり、本件対象文書が公表できない中で、岩国市愛宕スポーツコンプレックス管理条例を制定する際に、市民への説明責任を果たす目的で、本件対象文書の市民利用に関する部分を可能な限り公表する手段として、米海兵隊岩国航空基地及び防衛省中国四国防衛局の了解を得て概要版を作成し、公表したことを認めることができる。

(イ) また、(1)ウ(カ)の意見照会に対して、当事者である米海兵隊岩国航空基地及び防衛省中国四国防衛局の双方から部分開示にも合意できない旨の回答を受けている。

ウ(ア) こうした状況から、概要版により公表された情報を部分開示した場合に、協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるか否かを判断すると、(1)エのとおり、部分開示であっても当然に協定の相手方である現地米軍や国との協力関係及び信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるものと認められる。

(イ) また、部分開示した場合、事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障が生ずる公算が高いか否かについて判断すると、(2)ウのとおり、部分開示であっても国により愛宕スポーツコンプレックスの一時使用許可が取り消され、住民の福祉増進を目的とする公の施設の設置及び管理という岩国市の事務及び事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

(ウ) さらに、部分開示した場合、当事者としての地位を不当に害するおそれがあるか否かを判断すると、(3)ウのとおり、部分開示であっても当然に協定の相手方である現地米軍や国の信頼を損なうことになり、岩国市の契約又は交渉に係る事務に関し、岩国市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものと認められる。

(エ) したがって、処分庁が本件対象文書の全てが情報公開条例第7条第7号並びに第6号柱書き及び同号イの非開示情報に該当するとして、非開示とした判断は妥当である。

エ(ア) 当審査会としては、上記ウのとおり判断するものであるが、念のため、概要版により公表された情報と本件対象文書の非開示情報が容易に区分できるか否かについて検討する。

(イ) 情報公開条例第8条第1項本文は、「実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定している。

(ウ) また、情報公開の手引は、情報公開条例第8条第1項の「非開示情報が記録



されている部分を容易に区分して除くことができるとき」とは、「内容の区分が容易であること」及び「開示部分と非開示部分の物理的な分離が容易であること」のいずれの要件も満たした場合とし、このうち、「内容の区分が容易であること」とは、「公文書の内容を検証し、公文書のどの部分が非開示情報であるかという、記載部分の区分を行うことが容易であること」としている。

- (イ) 岩国市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条第3項の規定に基づき、当審査会から処分庁に対して部分開示に係る主張書面の提出を求めたところ、処分庁から部分開示できない理由の補充として「概要版を公表しているからといって、日米合同委員会合意に関する本件対象文書を当事者の合意がないまま公表すれば、当事者間の信頼関係又は協力関係はもとより、日米合同委員会における両政府間の交渉にどの程度影響を与えるか計り知れない状況において、本件対象文書の非開示情報を容易に区分することは出来ない」旨の主張があった。
- (オ) 本件対象文書を確認したところ、本件対象文書は英文で構成されており、処分庁が概要版として公表した情報と、言語を異とする本件対象文書の非開示情報を区分することは、本件対象文書の位置付けからも容易ではないものと認められる。
- (カ) したがって、処分庁がその全てを非開示とした本件処分は、情報公開条例第8条の規定に照らしても適当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 審査会の結論

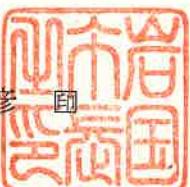
以上の理由から、実施機関が本件対象文書につき、非開示とした決定は、妥当であると判断する。

第2 結論

審査会の答申により示された判断は以上のとおりであり、審査庁においても同様に、本件審査請求に係る処分庁の非開示決定の判断は妥当であると判断する。よって、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成31年3月19日

審査庁 岩国市長 福田良彦



(教示)

この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩国市を被告とする（訴訟において岩国市を代表する者は、岩国市長となります。）裁決の取消しの訴え又は岩国市を被告とする（訴訟において岩国市を代表する者は、岩国市長となります。）処分の取消しの訴え提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から

起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、裁決の取消しの訴え又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。